

工事に係る競争参加資格者の等級区分の基準について

神戸大学施設部
平成30年8月1日

国立大学法人神戸大学契約事務取扱規程（平成16年4月1日制定。以下「契約規程」という。）第5条第3項の規定により、契約担当役（国立大学法人神戸大学会計規則（平成16年4月1日制定。以下「会計規則」という。）第7条第1項第1号に規定する契約担当役をいう。）が一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により当該競争を適正かつ合理的に行うため、特に必要があると認めるときにおける建設工事（土木建築に関する工事をいう。以下同じ。）の競争参加者の資格の決定については、次の規定による。

- ・一般競争参加者の資格制限（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1条から第4条まで及び第6条